

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島市安芸区船越南四丁目3番5号

氏 名 有限会社中津金属商会
代表取締役 中津 太司
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 令和 2年 8月 7日

許可の有効期限 令和 7年 8月 6日

1. 事業の範囲

区 分	産業廃棄物の種類
表面のとおり	

2. 積替え又は保管を行うすべての場所
別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H19. 6. 7	変更許可	H20. 7. 21	更新許可
H21. 6. 1	変更許可	R 2. 7. 17	更新許可
H22. 8. 17	更新許可	R 6. 8. 29	変更許可

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

6. 備考
令和 7年 4月18日 住所・所在地変更により書換

1. 事業の範囲

区 分	産業廃棄物の種類
収集運搬 (積替・保管を含む) この欄以下余白	汚泥（含水率85%以下のものに限る。判定基準に適合しないものを含まない。） 廃油 廃アルカリ 廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず （これらのうち鉛蓄電池の電極、水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。） この欄以下余白
収集運搬 (積替・保管を含まない) 以下余白	汚泥（含水率85%以下のものに限る。判定基準に適合しないものを含まない。） 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 鉱さい がれき類 ばいじん（判定基準に適合しないものを含まない。） （これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、鉛製の管又は板、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 以下余白

複写
複写